

洲監第12号の3
令和8年8月10日

請求人 （省略） 様

洲本市監査委員 福本 巧

洲本市職員措置請求について（通知）

請求人が令和8年7月8日付けで提起した洲本市職員措置請求について、別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

1 請求人

住所 （省略）

氏名 （省略）

2 請求年月日

令和8年7月7日（郵便物を7月8日に収受）

3 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

- (1) 平成31（2019）年4月の地方税法の改正、総務省告示により、令和元（2019）年6月1日以降、自治体への住民からの寄付に対して返礼品を提供することは実質的に禁止、違法となったにも関わらず、洲本市は洲本市民1名に5回、総額313,000円の返礼品を提供した。
- (2) 請求人が、このことを知ったのは、令和8年5月29日にSNS上に投稿があり、令和元年度から令和3年度までの間に洲本市にふるさと納税を行った洲本市民の情報（住所、氏名、寄付額、入金日、返礼品の品目）が漏洩していたことについて、令和8年6月5日に洲本市が個人情報漏洩事案として公表した時点である。
- (3) その時点で初めて認識したので、財務会計上の行為があった日または終わった日から1年を経過して請求したことには正当な理由がある。
- (4) 本来は提供してはならない不要、不適切かつ違法な返礼品の提供であり、違法な支出が洲本市に重大な損害を与えたことは明白であるので、洲本市長に対して、違法に支出した31万3千円全額の返還を請求する。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 請求期間の徒過及び正当な理由の不存在について

地方自治法第242条第2項は、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めている。

本件請求は、令和元年12月4日から令和3年12月24日までの間における洲本市から洲本市民1名に対する総額31万3千円のふるさと納税の返礼品提供（以下「本件行為」という。）を違法な財務会計上の行為として監査を求めるものであるが、本件行為が終わった日から1年を経過していることが明らかである。

また、正当な理由の有無は、「住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請

求をしたかどうか」によって判断するものとされているところ（最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決参照）、本件を含む一連のふるさと納税に係る不適正な財務会計行為については、洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会の最終報告書が令和5年9月7日に答申として市に提出され、同日、洲本市ホームページにおいて公表されている。公表された上記報告書には、洲本市民に対する返礼品の提供について、上記第三者委員会が調査を行ったこと、調査によって判明した令和元年度から令和3年度における寄附件数、寄附者数、寄附額、調査結果を踏まえた提言などが詳細に記載されており、住民において上記公表資料を確認するなどして相当の注意力をもって調査すれば、本件行為を含む洲本市民に対する返礼品提供行為について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができる状態となっていた。本件請求は、上記報告書の公表から2年以上が経過してから申し立てられたものであって、「相当な期間内に監査請求をした」ものとはいえず、正当な理由があるものとは認められない。

なお、請求人は、令和8年5月29日のSNSの投稿及び同投稿に関する同年6月5日の本市の公表により、初めて本件行為を認識したとして、正当な理由があると主張する。

しかし、上記SNS投稿は、上記第三者委員会が調査した市が保有する令和元年度から令和3年度までの間に洲本市にふるさと納税を行った洲本市民の情報（住所、氏名、寄附額、入金日、返礼品の品目）の一部が漏洩したものである。このため、請求人が主張する本件行為は、上記報告書において既に公表されていた行為の一部に過ぎず、新たな行為が判明したものとはいえない。したがって、本件SNSの投稿及びこれに関する本市の公表があったからといって、本件請求に正当な理由があると認められるものとはいえない。

(3) 結論

以上から、本件請求は地方自治法第242条第2項の定める要件を満たさず、不適法であると判断する。

よって、主文のとおり決定する。

5 監査委員の除斥

真野陽一委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

令和8年8月10日

洲本市監査委員 福本 巧